つくば市長 五 十 嵐 立 青 様

つくば市情報公開・個人情報保護審査会 会長 横 田 由 美 子

つくば市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について(答申)

令和4年7月14日付け4総第259号で諮問のあった標題の件について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

「つくば市個人情報の保護に関する法律施行条例(案)」の内容は、適当であると認める。

2 諮問に対する審査会の判断

- (1) 以下、「つくば市個人情報の保護に関する法律施行条例(案)」の内容について、令和4年度第2回情報公開・個人情報保護審査会において提示された諮問の要点に沿って検討を行った。
 - ア 条例要配慮個人情報を規定しないことについて

改正後の個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「改正法」という。)第60条第5項において、地方公共団体の機関が保有する個人情報のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの

として地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報として「条例 要配慮個人情報」が定義されており、地方公共団体が必要に応じて定めることが可能となっている。

つくば市における「条例要配慮個人情報」を定める必要性について検討するに、改正法第2条第3項で、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等が要配慮個人情報として定義されているため、新法制下ではつくば市においてもこれらの情報は要配慮個人情報として取り扱われるところ、これら以外に独自で要配慮個人情報を定めるべきという程度に特に配慮すべき事実の発生はつくば市において見受けられない。

よって、条例要配慮個人情報を規定しないことは、適当である。

イ 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について

改正法第111条において、地方公共団体を含む行政機関の長等は毎年度1 回以上、行政機関等匿名加工情報(以下「匿名加工情報」という。)の提案を 募集するものとされている。ただし、募集を義務付けられるのは、当分の間、 都道府県及び政令指定都市に限られており、つくば市については任意である。 また、改正法第119条第3項により匿名加工情報の利用に関する契約を地方 公共団体の機関と締結するものは、条例で定めるところにより、条例で定め る額の手数料を納めなければならない旨が規定されている。

一方、先日つくば市がスーパーシティ型国家戦略特別区域として指定を受けた「つくばスーパーサイエンスシティ構想」においては、「行政ビッグデータの活用」として匿名加工情報の活用が位置付けられている。今後、この構想を進める上で匿名加工情報の提案募集を行うことが予想されるため、あらかじめ匿名加工情報の利用に係る手数料についての規定をおくことは、適当である。

なお、手数料の額については、改正個人情報保護法第 119 条第 3 項において「実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額」とされており、地方公共団体に特別の事情がある場合には標準額と異なる手数料

を定めることも可能であると考えるが、つくば市において特別といえる程度の事情は認められないため、国が政令で定める額と同額とするのも差し支えない。

ウ 審査会への諮問について

改正法第129条において、地方公共団体の機関は条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他合議制の機関に諮問することが可能となっている。また、この合議制の機関については、審査請求の審査を行う審査会がその役割を担うことも想定されていることから、つくば市では、つくば市情報公開・個人情報保護審査会に当該役割を持たせることとし、施行条例第11条において、審査会への諮問規定を置くことは差し支えない。

また、イにおける匿名加工情報の提案の審査に関し、審査会に諮問できる 事項として「法第 114 条第 1 項に規定する審査をする場合」を規定することは、匿名加工情報といえども、いかなる技術・方法を用いても絶対に特定 の個人が識別されたり、加工元の保有個人情報が復元されたりすることが ないことまで保証されているわけでないことに鑑みると、個人情報保護に 関する専門的知見に基づく意見が必要になる場合もあると考えられるため、適当である。ただし、当該諮問については、当審査会における議論がより効果的なものとなるよう、十分に論点を明確化した上で、個人情報保護に 関する専門的知見に基づく意見が必要な事項のみに絞って行うべきである。

したがって、提案の審査における基準については改正法第 114 条第 1 項各 号に定められているが、諮問が必要な場合にそれらの基準のうちどの項目が 諮問事項となり得るのかということを、明確に内部基準等で定めておくこと を求める。

(2) 上記以外の内容についても、適当であると認める。 よって、結論記載のとおり答申する。